

JCSS一般要求事項改正と 登録事業者の登録更新に について

平成 19年 6月
NITE認定センター (IAJapan)
計量認定課 JCSSチーム

1

関係法令の内容・文書体系

	計量法関係法令	主な規定内容、変更点等
	計量法	
	政令	施行日、更新周期、手数料を規定
	省令	登録区分、証明書、標章、登録・更新 手続きを規定
	告示	計量器等の区分を規定
NITEの 規程類	登録規程	登録に係る区分の名称、計量器等の区分の 呼称、校正周期、省令・告示に規定していな い内容を集約
	種類規程	
	JCRPs, JCTs, etc	適用指針 不確かさのガイド

2

一般要求事項第10版の主な改正事項

1. 遠隔校正事業の導入
2. 外部プロバイダーが実施する技能試験の参加
3. 濃度 (標準物質の値付け)にかかると登録事業者の内、MRA 契約を行う標準物質生産者に対するISOガイド34の要求
4. 認定シンボルの名刺での使用例
5. その他、要求事項の明確化
 - ISO/IEC 17025 2005の適用の明確化
 - 包含係数の決定にかかると要求事項

3

遠隔校正事業

- 5.2.1 附属書3に示す「遠隔校正を行う場合の要求事項」に適合すること。
なお、量別の技術的要求事項適用指針等にこの要求事項の具体的な適用の指針を定める。具体化させた要求事項がある場合はこの要求事項にはこれに適合すること。



遠隔校正での、校正の信頼性確保等、量別の技術委員会分科会で適用の審議

技術的要求事項適用指針に反映

現在は時間・周波数において、導入

4

外部プロバイダーが実施する技能試験の参加

- 7.1 (2)外部の技能試験プロバイダーが実施する試験所間比較であって認定センターが承認したもの (旧規定)



- 7.1 (2) 外部の技能試験プロバイダーがJIS Q 0043に基づき、実施する試験所間比較。

・登録申請書類として、参加した技能試験がJIS Q 0043に基づいて行ったことが判断できる書類が必要。

・校正範囲及び最高測定能力を考慮して参加する技能試験を選定しなければならない。

5

濃度 (標準物質の値付け)にかかる登録事業者の内、MRA契約を行う標準物質生産者に対するISOガイド34の要求

- JCSSの濃度 (標準物質の値付け)に対する要求事項はISO/IEC 17025
- APLACが開始した標準物質生産者 (RMP) 認定の相互承認 (MRA)への参加要件として、認定基準にISO/IEC17025+ISO Guide 34を要求。また、ILACはその方向で検討中。
- そのため、MRA契約者のみ適用。

6

認定シンボルの名刺での使用例

・認定シンボルの変更

ISO/IEC 17025 2005の適用の明確化

認定基準等で明記し、明確化。併せて校正証明書記載例での、脚注標記例にも明記

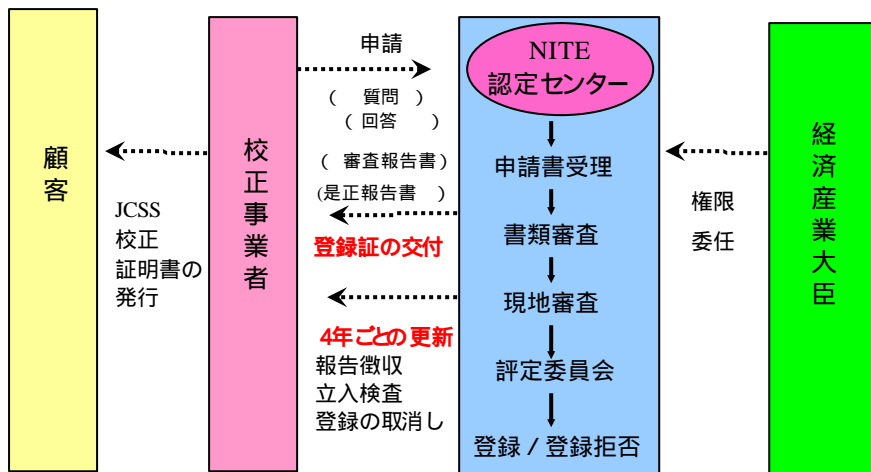
包含係数の決定にかかる要求事項

・5. 2項で明確化。

・95%信頼水準に対する包含係数は通常は $k=2$ で十分であるが、その校正方法によっては、包含係数として、2より大きな包含係数になる場合がある。そのため、包含係数を適切に見積もらなければならないことを明確にした。

7

登録の手続きの流れ：



8

登録手数料の体系

- 手数料は実費を勘案して政令で規定
登録・更新手数料 = A + B × 計量器等の区分数（追加の場合、B × 計量器等の区分数）
- みなし登録事業者については登録更新に準じた減額措置を規定
- 他の法令によるISO/IEC17025等の登録又は認定を受けている場合の減額措置を規定

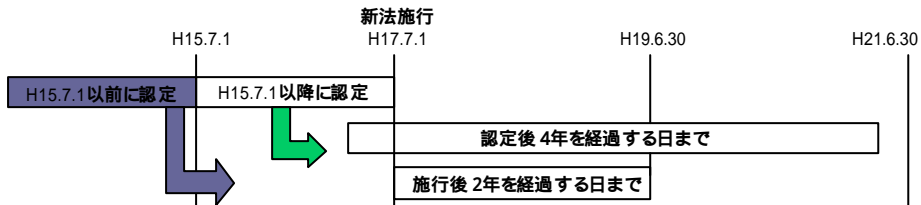
申請の別	マネジメントシステム 審査料金 (A)	1区分当たりの技術審査料金 (B)
登録	183,500円	81,500円
ISO/IEC17025	153,500円	81,500円
ISO/IEC ガイト62又は65	163,000円	81,500円
登録 (みなし登録事業者)	134,100円	74,100円
更新	129,600円	74,100円
ISO/IEC17025	122,100円	74,100円
ISO/IEC ガイト62又は65	124,100円	74,100円

注 1 中段は、他法令によりISO/IEC17025の登録又は認定を受けている場合 (NLA又はMRA法)
下段は、他法令によりISO/IECガイド62又は65の登録又は認定を受けている場合 (ガス事業法、薬事法、電気用品安全法、LPガス事業法、消安法。)

9

みなし登録事業者の経過措置について

- みなし登録事業者の登録に係る経過措置 【改正法附則第2条】



いずれが遅い日までの間は登録とみなされる (みなし登録事業者)

継続する場合は上記の経過措置期間内に登録が必要

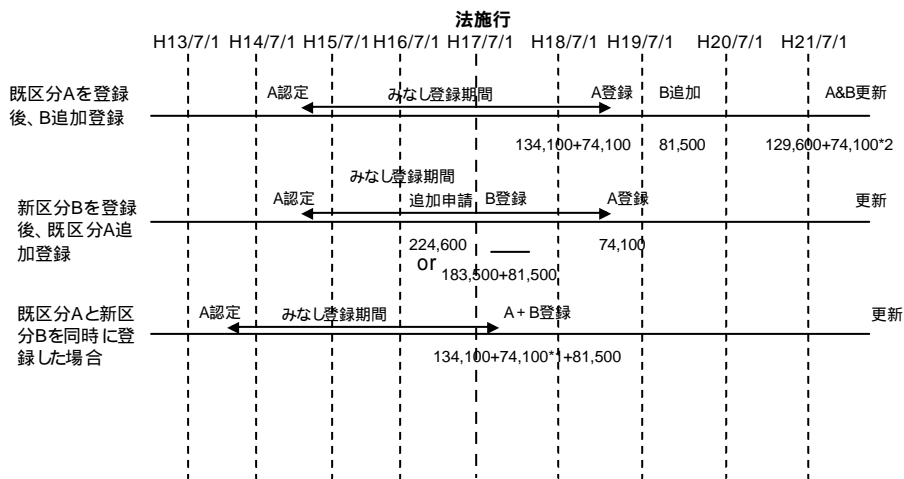
既存の認定範囲に相当する登録範囲について、拡大したい場合は、登録が必要

新たな計量器等の区分、種類を追加したい場合は、登録が必要

標準処理期間は5ヶ月であることに注意 ある程度余裕をもって申請をお願いします

10

みなし登録事業者の登録への移行と手数料の事例 (登録申請と追加申請)



11

登録事業所の更新と手数料

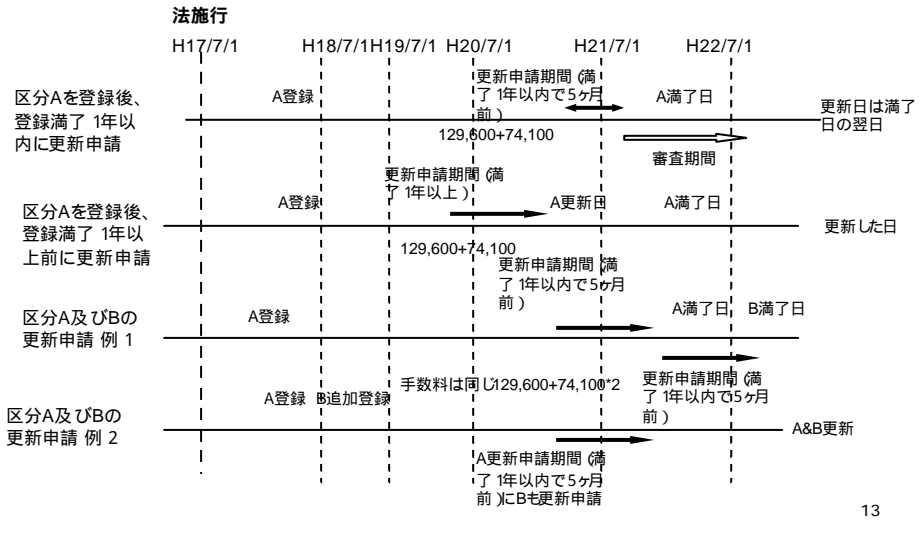
更新に関連する法令等

1. 計量法第144条の2第1項：更新の猶予期限
 2. 計量法関係手数料令：

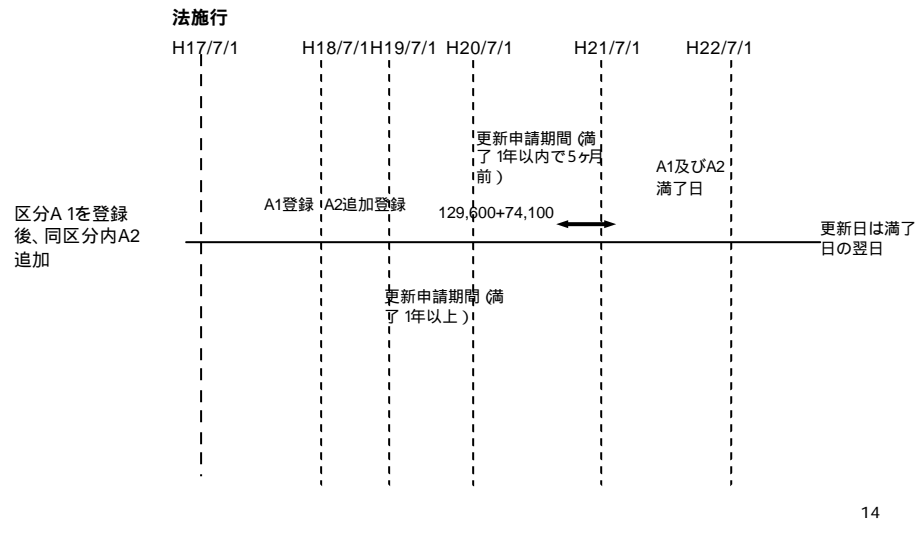
}	別表第1第10号 更新
	別表第1第11号 更新の追加
	別表第1第13号
 3. 施行規則91条の3：更新申請時期
 4. 施行規則91条の4～6：政令別表13号関係
 5. 計量法に基づく登録事業者の登録に係る規程：更新日
- 計量器等の区分毎に更新満了日がある。

12

登録事業所の更新と手数料の事例 (登録申請と追加申請)



登録事業所の更新と手数料の事例 (登録申請と追加申請)



JCSS制度に関するお問い合わせ

- JCSSの登録申請等の手続きに関すること
 - 独 製品評価技術基盤機構 認定センター
計量認定課
(又は各地方認定事務所)
電話 :03 - 3481 - 8242
E-mail: jcoss@nite.go.jp
<http://www.iajapan.nite.go.jp/jcss/>